

平成30年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成30年3月15日

○出席議員 15人

1番 藤本 治 君	3番 久我 恵子 君	4番 照川 由美子 君
5番 磯野 典正 君	6番 鈴木 克己 君	7番 戸坂 健一 君
8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君	10番 末吉 定夫 君
11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君	13番 岩瀬 洋男 君
14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君	16番 寺尾 重雄 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 藤平 益貴 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽 込一 浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 植村 仁 君
介護健康課長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 関 富夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平松 等 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 岡安 和彦 君
社会教育課長 吉清 佳明 君	水 道 課 長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 事 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決
(予算審査特別委員長)

議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算

議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第23号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

請願第1号 J R外房線の利便性及び安全性向上に関する請願

(産業厚生常任委員長)

議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第12号 勝浦市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

議案第14号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 勝浦市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第1号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情

陳情第2号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出について

陳情第3号 勝浦市における、受動喫煙防止対策に関する陳情

陳情第4号 受動喫煙防止対策についての陳情

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第26号 勝浦市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 J R外房線の利便性向上と安全性確保を求める意見書について

第5 報告

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

開 議

平成30年3月15日（木） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は15人全員で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） それでは、日程第1、議案を上程いたします。

議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算、議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 鈴木克己君登壇〕

○予算審査特別委員長（鈴木克己君） おはようございます。ただいま議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月9日、12日及び13日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

なお、一般会計歳出予算を審査するに当たり、元興津中学校及び元北中学校の現地視察を3月9日に実施しました。

審査の結果、議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算、議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、議案第21号については賛成多数で、議案第22号ないし議案第25号については全員賛成で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、普通財産貸付料のうち、太陽光発電所開発計画の浜行川地先の貸付料計上及び現在の進捗状況についてただしたところ、今の状況は取り付け道路、進入路等の関係、林地開発許可の申請中であり、7月くらいの着工に向けて進んでいるとの報告を受けており、7月から来年3月の貸付料として750万円を見込んでいたとの答弁がありました。

また、歳出予算において、道の駅整備事業の平成29年度整備基本計画及び平成30年度の整備基本設計策定についてただしたところ、現在平成27年度に策定した基本構想を踏まえ、今年度

基本計画に当たり、民間経営ノウハウ、民間活力の可能性を調査し、それを道の駅管理運営へ関心が予想される民間事業者に意向調査をかけており、調査の意向も参考勘案しながら必要とされる施設の内容、規模などを今計画としてまとめている最中である状況であり、事業者からの最終的な報告は現段階では出てきていないが、担当課の試案では事業手法を年度内にまとめる予定であり、地元からの一日も早くとの厚い期待に応えられるよう現在進んでいるとの答弁がありました。

母子保健事業の産前産後サポートセンター開設についてただしたところ、妊娠、出産、子育て、幅を広げると不妊治療も含まれるが、女性が妊娠前から幼児期を終える6歳くらいまで、切れ目のない支援をしていく事業であり、現在行われている母子保健事業のほかに、新規として産後ヨガ教室、乳房ケア、デイケア、助産師による訪問サービス、親子広場への助産師による相談ブースの設置を考えており、こうしたことの対応として、子育て世代包括支援センターを、市役所201会議室を改修して悩みを持ったママの拠点として、心安らぐ環境を整えるとの答弁がありました。

観光PR事業の広告料の内訳についてただしたところ、千葉日報に毎年7月夏の観光特集で記事掲載料とテレビ放送が2つあり、千葉テレビのかつうら大漁まつりの放送、9月から10月の本放送と再放送と、千葉アクアラインマラソン2018の地域特別PR企画、生放送間に30秒間のコマーシャルを2タイプ作成し、計4回放送する費用と、それ以外にはイベント出店広告料で、千葉テレビ主催のスマイル千葉フェスティバルが7月に予定されており、イベントスペース出店場所を確保するとともに、PR活動をしていきたいとの答弁がありました。

小児生活習慣病予防検診業務委託料の内容についてただしたところ、総コレステロール等の血液検査を小学校4年生と中学校1年生を対象に、血液検査を実施した結果と予防教育に係る小冊子の活用により、生活習慣病の教育をしているとの答弁がありました。

結婚相談事業の婚活イベント開催委託料についてただしたところ、結婚相談事業については大きく2つに分け、1つは市民講座等を活用してクッキングや料理教室を体験しながら交流をする体験型形式、もう一つは婚活イベント委託によりパーティー形式で行うものであり、昨年から婚活支援員12名の方に活発な活動をしていただき、本年度は寺コンを行い、定員男女20名を上回る申込みがある中開催され、これと同様なパーティー形式のイベントを婚活支援員の方に委託をして2回やりたいとの答弁がありました。

興津集会所整備事業、工事費用に対する補助金についてただしたところ、財源については2分の1の財源を国の社会資本整備総合交付金の空き家再生の補助金が充当され、また耐震の関係も独自の補助金で2分の1の財源をみているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、歳入の国民健康保険税の比較による減少要因についてただしたところ、減少の要因は所得の減少ではなく、被保険者数の減少が要因と分析し、見込み人数が本年度の6,333人から5,885人と448人の減少となり、1人当たりの所得は高くなっているが、被保険者数の減少が歳入減少の要因との答弁がありました。

また、歳出の保険給付費の比較による減少要因についてただしたところ、直近5カ年の動向を踏まえて試算し、75歳となり後期高齢者医療への移行や被用者保険への加入の増加による被保険者数の減少が大きく、1人当たり医療費においても、平成28年度決算では減少に転じており、本年度における各月の保険給付費の維持も一定の水準まで落ち着いている状況にあること

も要因にある。

また、国保の広域化に伴い県から保険給付費全額が交付金として交付されるため、決算見込額に近い金額で編成することが可能となるとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計について、歳入の保険料において普通徴収が3分の1と多く、対象や多い要因についてただしたところ、保険料について基本的には年金からの天引きによる特別徴収が基本であるが、普通徴収となる理由については、年金受給額が18万円に満たない場合。後期高齢医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合。年度途中で満75歳の年齢到達や、他市町村から転入により新たな被保険者となる場合は、年金天引きの手続をする平均半年の間は普通徴収となるため。また、世帯で所得ある方が支払い、社会保険料控除を利用するため希望により特別徴収から口座振替の方法に限り変更ができ、それらの要因によるとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、介護保険料の算定方法についてただしたところ、平成30年から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間内において、介護サービス給付費、地域支援事業費額を見込み、第1号被保険者に対する分を算定し、そこから調整交付金、国が負担する25パーセントのうちの5パーセントを利用し地域間の格差を埋めるものであり、その残りに収納率を掛けて算定し、その結果、実際に5,578円となり、介護保険料の上昇を抑えるために介護給付費準備金を取り崩し、団塊世代が75歳を迎える平成30年度を見据えた形で7,000万円投入し、5,300円としたとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、資本的支出の浄水施設費のうち、侵入警報設備設置工事費の内容についてただしたところ、施設の警備強化を図るために実施するもので、場所は芳賀調整池、新官第1配水池、新官第2配水池に現在はネットフェンスを設置しているが、赤外線センサーを設置し、情報についてはテレメーター機能をバージョンアップし佐野浄水場にデータが送られ、水量メーターと感知情報を24時間体制で施設の警備強化をするとの答弁がありました。

議案第21号では、道の駅整備事業について、基本設計策定業務委託料の予算計上の手順については、平成29年度の基本計画並びに事業手法検討調査の結果を踏まえて提案するとなっているが、結果についてはっきりしておらず、十分時間をかけて市民、議員に丁寧な説明をしていない段階での予算計上に疑問があるとの反対討論がありました。これに対し、地元からも早くつくって欲しいとの声も多く、基本計画、事業手法の検討は実施中で、これを受けてこれから基本設計に入るのは大事であるが、実質事業をやる前のラフ案であり、基本計画案が出た後に、議員に対し説明をするとの答弁があることから、予算計上に問題はないとの賛成討論がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長報告の議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算、議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

安倍政権の経済政策であるアベノミクスが始まって5年が過ぎましたが、その行き詰まりと破綻は明瞭です。首相は、アベノミクスの成果をGDPの増加、有効求人倍率の上昇、企業収益が過去最高などと都合のいい数字だけを並べ立てていますが、所得や消費の低迷には触れようとはしません。

労働者の実質賃金は、安倍首相が政権に復帰した2012年12月の年間391万円から、最近では377万円にと14万円減少、1世帯当たりの実質消費支出も360万円から340万円に、20万円減少しています。勤労者の実質賃金は、ほぼ毎月1年前を下回り、家計の消費支出は、2014年4月の消費税増税後、ほとんどの月で前年比マイナスです。安倍首相が、所得や消費の伸び悩みに触れないのは、文字どおり不都合な真実は隠し続けたいからです。

アベノミクスによって大企業や大資産家がもうけやため込みを増やす一方、国民の暮らしは悪化し、格差と貧困は拡大しています。勝浦市民も例外ではありません。市民の間では、暮らし向きがよくなったと感じている方は皆無に近く、半数以上が苦しくなったと感じています。そして、市政への要望は、水道料金、ごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料などの負担の軽減を求める声が圧倒的です。この声に応えることが、各会計の予算編成に求められます。

平成30年度の一般会計予算では、子育て支援策など、住民の福祉の向上に資する施策が盛り込まれておりますが、一方で、生活保護世帯が毎年減少を続けています。少なからず国保税や介護保険料の滞納が発生しており、滞納を生活困窮者のシグナルと捉え、納付相談に乗りながら、滞納原因を把握し、生活再建支援が必要かを判断をし、支援が必要な市民には生活再建の手助けをすることが市の責務ではないでしょうか。にもかかわらず、滞納した市民から、生活保護に結びついた市民が一人もいないというのは、にわかには信じがたい事実です。市民の暮らしに寄り添い、真に生活保護を必要とする市民を捕捉する力が失われていると言わざるを得ません。

また、道の駅整備事業として、基本設計策定等業務委託料2,485万1,000円が計上されています。これは道の駅整備の基本計画、事業手法が定まっていなくてもにかかわらず計上されたもので、予算の妥当性を判断する困窮が極めて乏しいものであり、間もなく計画を確定し、道の駅整備を次の段階へと進めるので、白紙委任をと議会に求めるもので、認めがたい予算計上です。

国民健康保険の都道府県単位化は、次の条例改正での反対討論でも述べますが、国保の構造的な問題を解決するためではなく、国保を医療費削減の道具にするともに、国保税の容赦ない値上げ、厳しい取り立てになりかねないものです。そして、多くの市町村が一般会計からの法定外繰り入れを行って、税負担の軽減を図ってきたことを強引に解消しようとするものです。

国保の構造的矛盾を解決するには、1984年の国保改定以前の、少なくとも給付費の60%に公費負担割合を回復し、不断に拡充することが唯一の道です。

水道料金は依然として県内一高い料金が市民に押しつけられ、毎年黒字経営になっています。また、県営水道との格差を是正する県の高料金対策補助金は、平成10年の48億円から大きく減少しているとはいえ、外房地域のほぼ全自治体で活用されており、あえて活用していないのは勝浦

市と鴨川市の2市のみにすぎません。

末端給水事業体の統合と用水供給事業体と県営水道との事業統合完了による水道料金の引き下げの前に、数年という限られた期間だけ一般会計から水道会計への繰り入れと、県の高料金対策補助金で料金引き下げを前倒しし、可能な財政規模と期間を充てて、2段階での水道料金の引き下げを行うべきです。それが長年にわたって県内一高い水道料金の負担に耐えてきた市民の労苦に報いる唯一最後の機会です。

介護保険特別会計は、今回の大幅な介護保険料の引き上げに基づいて編成されました。今の枠組みのままで2025年まで保険料は右肩上がりに上がり続け、利用料は2割負担に拡大され、保険給付は要介護3以上の重度者にしか受けられない、そのような保険あって介護なしの制度になりかねません。

現行の保険方式のもとで、増大する介護需要に応えつつ、持続可能性を確保するには、介護保険財政における公費負担割合を5割から6割に引き上げることが必要不可欠です。これを国、県に強く求めるべきです。

後期高齢者医療制度は、年齢により受けられる医療を差別する制度であり、一日も早く廃止すべき制度です。

以上を指摘し、各会計に対する反対討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。久我恵子議員。

〔3番 久我恵子君登壇〕

○3番（久我恵子君） 私は、議案第21号ないし議案第25号の各会計について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。平成30年度当初予算は、引き続き勝浦市総合計画・後期基本計画及び第3次実施計画や、勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた各種事業について計上されているところであります。

地方創生関連の事業といたしましては、平成29年度同様、若者定住促進事業や、多子世帯保育所保育料助成事業及びまちづくり活動推進事業、不妊治療助成金支給事業等が実施されるとともに、新たに勝浦中学校プール整備事業や、2カ年継続で実施する認定こども園の整備事業及び市内小中学校のトイレの洋式化、産前産後サポート事業の実施等、子育て・教育環境の向上と充実のための経費が計上されているところであります。これらの事業を確実に実行することにより、地方創生がより図られることを希望するところであります。

また、防災ブックの作成や、災害用物資等備蓄事業及び避難路整備事業などの災害対策関連経費に加え、防災・安全社会資本整備交付金事業による道路整備や、鳥獣による農作物被害防止事業及び漁港機能維持補修等の水産物供給基盤機能保全事業に係る経費等も計上されているところであります。

そのほか、住宅リフォーム補助事業や、観光アプリ利用促進事業及び地域おこし協力隊活用事業など、市内産業の活性化や、魅力的な観光地の基盤づくりの強化等を図るための施策についても評価するものであります。

このようなことから、平成30年度予算の内容は原案どおり賛意を表するところであります。

次に、議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。国民皆保険において重要な役割を果たしております国民健康保険は、他の保険制度と比較して、

被保険者の年齢構成が高いことなどにより、医療費水準が高く、無職者や非正規雇用労働者など、低所得者の加入者が多い所得に占める保険税負担が重い、財政運営が不安定になりやすい小規模保険者が多いなどの構造的な課題を抱え、制度運営に大変苦慮されております。

このような課題の解決を目指し、平成30年度から国保の広域化が始まります。国の財政支援の拡充とともに、県が国保財政運営の主体となり、市町村とともに国保の運営を担うことにより、安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等が図られることとなります。

なお、広域化のメリットについては、県が医療費の支払に責任を負うことにより、市町村の医療費急増に対する財政リスクの軽減が図られること、標準保険税の提示に伴い他市町村との保険税の比較が容易になるということ、市町村事務の共同実施による事務の効率化などが上げられています。

これから国保制度を将来的に持続していけるよう、広域化に向けて編成された本予算に賛意を表すところであります。

なお、将来の医療費の抑制に有効な特定健康診査等の受診率の向上、重症化予防対策やジェネリック医薬品の利用促進に努めていただきますよう、要望いたします。

次に、議案第23号 勝浦市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、ご承知のとおり、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となっております。

本予算は、市が徴収した保険料や県負担金などによる繰入金の合計額を広域連合に納付する内容となっており、広域連合運営という現行体制において示された予算の計上や執行は、各自治体の責任であり、原案のとおり賛意を表すところであります。

次に、議案第24号 勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。本予算案の歳入面では、介護保険料は平成30年度から平成32年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び平成30年度から平成32年度における地域支援事業の量の見込みを推計して保険料を計算し、さらに団塊の世代が75歳になる平成37年度の状況を推計した上で、介護保険料の上昇を押さえるために、介護給付準備基金から7,000万円を取り崩し、算定したものであります。また、第1段階に該当する低所得者の介護保険料に対し、公費を投入して軽減が図られております。

歳出面では、介護給付及び介護予防給付を初めとする介護保険サービスを利用するための経費だけでなく、高齢者が住みなれた地域で自分らしく、生き生きと暮らしていくことができるよう、また、たとえ介護が必要な状況となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、認知症に関する事業、介護予防に関する事業、高齢者の見守りに関する事業、要介護者を抱える家族に対する事業などが盛り込まれております。

このように、高齢者の自立支援と要介護状態の重傷化予防、地域共生社会の実現を図ろうとしつつ、介護保険制度の持続可能性を確保しようとするための予算であると考えます。

以上の理由から、本予算は原案どおり賛意を表すところであります。

次に、議案第25号 勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。本会計は、引き続き実施する水道未普及地域解消事業と老朽管の布設替え工事や、老朽施設の改修工事等を実施することから、予算規模は、9億9,665万円となっているところです。安心で安全おいしい水の安

定供給や、老朽化施設の改修を図る上でも必要な経費の計上であり、承認すべきものと考えます。

以上申し上げましたように、議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算ないし議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算の5つの会計に係る予算に対して賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成30年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 起立多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第22号 平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第23号 平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第24号 平成30年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第25号 平成30年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、請願第1号 JR外房線の利便性及び安全性向上に関する請願、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。磯野総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 磯野典正君登壇〕

○総務文教常任委員長（磯野典正君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月7日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 JR外房線の利便性及び安全性向上に関する請願につきましては、紹介議員及び請願者に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告

のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第20号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、請願第1号 JR外房線の利便性及び安全性向上に関する請願を採択いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第12号 勝浦市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、議案第14号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、陳情第2号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出について、陳情第3号 勝浦市における、受動喫煙防止対策に関する陳情、陳情第4号 受動喫煙防止対策についての陳情、以上12件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 末吉定夫君登壇〕

○産業厚生常任委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産

業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月8日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第12号 勝浦市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、議案第14号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、以上8件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、陳情第2号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出について、陳情第3号 勝浦市における、受動喫煙防止対策に関する陳情、陳情第4号 受動喫煙防止対策についての陳情4件につきましては、陳情者に説明を求め、審査を行いました。その結果、陳情第1号ないし陳情第4号について、受動喫煙防止対策については、国や県の動向を見て慎重に審議する必要がある、会期中に結論を出すのが困難なため、議長に対しましては、継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長報告のうち、議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場から討論を行います。

この間、社会保障制度改革として医療・介護の一体的見直しが進められ、医療から介護へ、入院から在宅へ、川上から川下へ、あたかも水が上から下に流れるように、患者・利用者を病

院や施設から在宅へと押し流すことによって、国にとって安上がりな医療・介護の体制構築が推し進められています。

そのポイントとなるのが医療保険における都道府県の役割の強化です。具体的には、国民健康保険の財政運営を都道府県に移し、市町村と共同で管理運営に当たる体制としたこと、都道府県の責任で地域医療構想を策定し、これと整合性を持たせる形で医療費適正化計画を策定することとしました。

この結果、都道府県は医療提供と費用負担の双方に責任を持つことになり、みずからの責任で給付と負担をコントロールする、つまり医療費がかさむようであれば、医療供給を抑制する、医療提供の水準を維持する際には、その費用はみずからの責任でやりくりする仕組みができ上がります。平成30年4月からの都道府県単位化は、国保の構造的な問題を解決するためではなく、国保を医療費の適正化、すなわち削減の道具にするために行うものです。国保運営方針による財政管理、医療費適正化計画による給付費抑制、地域医療構想による病床削減、これらの権限を全て都道府県に集中し、一体的施策として推進させる、すなわち、都道府県を司令塔とした医療費削減の強権的推進こそ、これから本格的に始まろうとしていることです。

議案第15号と議案第16号は、国民健康保険の財政運営の主体を市町村から都道府県に移すことに伴う条例改正です。国保では、加入者は年金生活者や非正規労働者などの所得の低い方々が占め、一方で保険料は高いという構造的矛盾が深刻です。今回の国保の都道府県単位化に、国は合計3,400億円の公費支援を行おうとしています。しかし、それと引き換えに、市町村の独自繰り入れ、約3,000億円が削減、解消されたのでは国保の構造的矛盾は何ら改善されません。解消するには、それに見合う国費投入が必要です。

前回、12月の一般質問で、1984年の国保法改定により、公費負担割合が医療費の45%から給付費の50%に変わったことについて、1984年以前の給付費ベースでの公費負担の割合をただしたところ、60%から70%になると答弁がありました。少なくとも給付費の60%に公費負担割合を回復し、不断に拡充することが国保の構造的矛盾を解決する唯一の道です。今回、県から示された標準保険税では、勝浦市民の重い税負担を軽減するものとはなり得ず、今後、国保税の容赦ない値上げ、厳しい取り立てにつながりかねません。

議案第17号は、介護保険料の基準額を4,800円引き上げ、6万3,600円にしようとする条例改正です。第7期計画の将来推計では、高齢者人口全体は減少していくと見込まれるものの、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年まで要支援、要介護認定者数は増え続けるとされています。増大する介護需要に対し、国は要支援1、2のサービスを総合事業に移行し、利用料の2割、3割負担を開始しました。今後、政府は介護保険の将来を全国一律の基準で運営される給付は、要介護3以上に限定し、要支援、要介護と認定される人の実に65%を保険給付の対象外とし、利用料は原則2割負担とする。要介護2以下は、市町村の財政力やボランティアなど社会資源に応じて実施する事業にしようとしています。まさに介護保険の将来像は65%もの人が介護保険料を払っていないながら、制度を利用できない国家的詐欺そのものになろうとしています。

現行の保険方式のもとで、増大する介護需要に応えつつ、持続可能性を確保するには、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げることが不可欠です。公費負担割合は現行5割ですが、これが永久に不変とする根拠はありません。当面、公費負担割合を5割から6割に引き上げることが必要不可欠です。これを国、県に強く求めるべきです。

以上、申し上げ、議案第15号、議案第16号及び議案第17号に対する反対討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一登壇〕

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれ賛成の立場で討論いたします。

まず初めに、議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険条例については、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議することを目的に、市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされたため、本条例における協議会の名称を、勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものであります。

この運営協議会は、市町村長の諮問機関とし、国保事業の運営に関する重要事項について審議し、その結果、意見を市町村長に答申し、市町村長の判断資料を提供するという、今までとおりの重要な役割を果たすものであり、必要なものであると考えますので、今回の条例改正について賛成するものであります。

また、後期高齢者医療に関する条例改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国保の住所地特例を受けている方が後期高齢者医療制度に加入した場合に、住所地土地特例の適用を引き続き前住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるよう見直したものであることから、必要な条例改正であると考えます。以上より賛成をいたします。

次に、議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。本年4月からスタートする国保制度改革において、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業納付金を決定するとともに、市町村は保険税を賦課・徴収し、都道府県に納める仕組みとへ見直すこととされたことから、本条例について課税の定義を改めることとしたものであります。

これまでの国保制度では、非正規労働者や被用者保険に退職後に加入する方が多いことなどから、年齢構成が高く、医療費水準が高いことにより、勝浦市など規模の小さい市町村では、国保財政運営の不安定さや市町村間の保険料負担の格差が生じるなどの課題が顕著でありました。

今回、公表された平成30年度の千葉県内の標準保険料は、高収入世帯が多い都市部では、保険料が低く設定されていたことなどから増加傾向にあるのに対し、勝浦市を含む半島部の地域では、比較的低所得者が多い一方で高齢者が多く、医療費が高いために、保険料が高目であったことから、下がる傾向を示しております。このことは、ある程度県全体で保険料が平準化されるための効果であり、また、県が財政運営の責任主体となることから、勝浦市においては国保財政運営のリスクがなくなるなど、今回の国保制度改革は、勝浦市にとっては歓迎すべきものであると考えます。

加えて、我が国は国民皆保険制度を通じて、世界最高レベルの平均寿命と保険医療水準を実

現しており、今後とも現行の社会保険方式による医療保険制度を維持していくためにも必要な制度改革であることを考えます。今回の条例改正は必要なものであり、賛成いたします。

次に、議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の条例改正は、平成30年度から平成32年度までの3年間で1期とする第7期介護保険事業計画において、計画期間内の各年度における介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込み、各年度における地域支援事業の量の見込み及びその他の条件を勘案した上で、保険料として被保険者が負担すべき額を算出したものであります。これらの見込み量の中には、単に介護給付にとどまらず、高齢者の方が住みなれた地域で、自分らしく生き生きと暮らしていくことができるための認知症施策、介護予防事業などの実施の費用も含まれております。

また、団塊の世代が75歳となる平成37年度も見据えた上で、平成30年度から平成32年度までの保険料の急激な上昇を抑えるために、介護給付費準備基金を7,000万円取り崩すことで、保険料の設定をしております。可能な限り市民の皆さんの負担を減らすよう、当局のご尽力が見られるところであります。

そもそも介護保険制度は、必要な医療保険サービス及び福祉サービスに係る給付を行うために、国民の共同連体の理念に基づいて介護保険制度を設けることとなっております。また、国民は共同連体の理念に基づいて介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとされています。私の父も要介護者であります。制度の維持なくして、もはや家族の平和はありません。保険料の引き上げは、誰にとっても苦渋の選択ではあります。しかしながら少子高齢化が進む中で、これが制度の維持発展のために必要な改定であるならば、いたずらに将来に悲観する制度の改革に反対をするのではなくて、粘り強く市民の皆さんに制度の改定について説得することこそが、市議会議員の責務であると考えます。

以上の理由から、今回の条例改正は妥当なものと考え、賛意を表するものであります。

以上で、議案第15号ないし議案第17号までの賛成討論を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第12号 勝浦市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第14号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第15号 勝浦市国民健康保険条例及び勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第16号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第17号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第18号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第19号 勝浦市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、陳情第1号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、陳情第2号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出について、陳情第3号 勝浦市における、受動喫煙防止対策に関する陳情、陳情第4号 受動喫煙防止対策についての陳情、以上4件につきましては、産業厚生常任委員長から、会議規則第10条の規定による閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件につきましては、産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号ないし陳情第4号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬洋男君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第26号 勝浦市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第26号 勝浦市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市教育委員会教育長の藤平益貴氏が、一身上の都合により本年3月31日をもって退職することに伴い、新たに岩瀬好央氏を教育長に任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正による新たな教育委員会制度のもとでの教育長につきましては、あらかじめ議会の同意を得て地方公共団体の長が任命し、常勤の特別職として取り扱われ、教育委員会の会務を総理することと定められております。

また、任期は、法第5条の規定により、前任者の残任期間である平成32年9月30日までとなります。

岩瀬好央氏の経歴を申し上げますと、昭和60年3月に千葉大学を卒業後、同年4月に大原町立大原中学校教諭として奉職以来、勝浦市立勝浦中学校、勝浦市立北中学校を初め、夷隅地方出張所、東上総教育事務所を経て、平成18年4月から大多喜町立西中学校教頭、平成22年4月から勝浦市立興津中学校校長、平成26年4月から東上総教育事務所管理課長、平成27年4月から東上総教育事務所次長、平成28年4月から南房総教育事務所所長を歴任され、現在に至っております。

その人格と識見は、教育長として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 新しい教育長ということで任命、履歴書を見ますと、これは現住所が御宿町久保ということですが、任用の暁には、勝浦市に住所を移すとか、そういう話は聞いておりませんか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 住所を勝浦に持ってくるというのは聞いておりませんが、教育長の要件としては、住所要件はございませんので、特に問題ないと思っております。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第26号 勝浦市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第26号は、これに同意することに決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬洋男君） それでは、日程第3、諮問を上程いたします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年6月30日で人権擁護委員、土馬芳郎さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、新たに後任として、中村仁さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

中村仁さんの経歴を申し上げますと、昭和51年3月立正大学を卒業後、同年4月から勝浦市立勝浦中学校教諭として奉職以来、平成26年3月に退職するまでの間、大原町立浪花小学校教頭、夷隅町立国吉中学校教頭、いすみ市立大原中学校教頭、大多喜町立西中学校校長等を歴任されました。

また、退職後は、平成27年4月から、日本武道館研修センター武道学園講師として後進の指導に当たられております。

今後ともご活躍が期待されており、その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） 日程第4、発議案を上程いたします。発議案第1号 JR外房線の利便性向上と安全性確保を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。磯野典正議員。

〔5番 磯野典正君登壇〕

○5番（磯野典正君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 JR外房線の利便性向上と安全性確保を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社は、平成30年3月17日実施のダイヤ改正において、外房線勝浦駅から茂原駅間の5本の列車を削減する予定です。

このことにより、外房線利用者の利便性が大きく損なわれることになり、日常的に利用する通勤・通学の方々ばかりではなく、沿線住民とその地域の商業・観光にも影響を与えることが懸念される状況であります。

また、駅では委託化が進み、新幹線特急券や定期券、イベントチケット等を販売する「みどりの窓口」の閉鎖が相次ぎ、営業時間の短縮も行われようとしています。無人駅化も進み、安全上すぐに対応できるJR社員がいない状況が拡大しています。

これによる駅周辺の防犯上の問題や若年者の問題行動の温床にならないか、危惧される状況であります。

少子高齢化が進む中、外房線に対するJR東日本千葉支社の施策は、房総地域の経済と住民生活に大きな不安を与えています。

鉄道輸送には多くの優位性があり、高速バスに比較して大量に輸送ができること、災害時にも市民生活復興に大きな役割を果たせること、交通機関混雑時でも運行時間が常時確保されること、環境面に優しいこと等が挙げられます。

これらを踏まえ、公共性のある鉄道会社として、鉄道ネットワークの必要性について見直すとともに、運営の再考を求めていくものであります。

政府は地方創生を進め、東京一極集中の是正と地域活性化に向けて、地域公共交通ネットワークを確保することが重要であるとした「地域公共交通活性化法」を2007年に施行、豊かな国民生活の実現・地域の活力・大規模災害への対応を基本理念とした「交通政策基本法」を2013年に施行しています。

こうした国策を実現させることと、房総地域における外房線利用者の利便性及び安全性を求めていくことが、勝浦市にとって重要であると考え、次の3項目を強く要望します。

1、公共性のある鉄道会社として、地域経済基盤の維持と住民生活の利便性確保に配慮した

運営を心がけること。

2、3月17日実施のダイヤ改正により、変更となる列車について

①千葉発17時53分の茂原どまりを大原行きに復活すること。

②千葉発18時34分の大原どまりを勝浦行きに復活すること。

③千葉発20時38分の上総一ノ宮どまりを勝浦行きに復活すること。

④勝浦発5時53分の千葉行きを復活すること。

⑤大原発21時43分の上総一ノ宮行きを復活すること。

3、駅及び駅周辺の防犯上の問題に対応し、安全面の確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第1号 JR外房線の利便性向上と安全性確保を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（岩瀬洋男君） 日程第4、報告であります。報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告について、報告第3号 専決処分の報告について、以上3件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告を一括して申し上げます。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る1月29日及び1月30日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第1号から報告第3号のまでの説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第11号～議案第25号、及び請願第1号、陳情第1号～陳情第4号の総括審議
1. 議案第26号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第1号の総括審議
1. 報告第1号～報告第3号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員